

理 由

百舌鳥古墳群周辺地域は、堺市景観計画において重点的に景観形成を図る地域に位置付けており、世界遺産である百舌鳥古墳群にふさわしいまちなみの形成に向けて、平成 28 年 1 月に景観地区に指定し、緑豊かな古墳群と調和した景観形成を図ってきた。

今回、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などに対応するため、令和 6 年 8 月に堺市景観計画を変更し建築物の形態意匠の制限を見直した。堺市景観計画の変更に合わせて、更なる良好な景観形成をめざすため、本案のとおり景観地区を変更しようとするものである。